

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県医療法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成30年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(病院の施設) 第6条 病院は、法第21条第1項第2号から第11号までに掲げる施設 のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。	(病院の施設) 第6条 病院は、法第21条第1項第2号から第11号までに掲げる施設 のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

(1) 消毒施設（法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）

(2) 洗濯施設（法第15条の3第2項の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）

(3)～(5) 略

2 略

(1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）

(2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）

(3)～(5) 略

2 略

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。